⑦ have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16—2, Section 1 of the same law

⑧ Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2

⑨ Being the person who took the grant of the bid manual.

⑺ Time-limit for submission of certificate : 16 : 00, 6, February, 2015

⑻ Time-limit for tender : 16 : 00, 27, February, 2015

⑼ Contact point for the notice : Accounting Division, Kisogawa Karyu River Office, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism, 465, HukujimaOaza, Kuwana-shi, Mie-ken 511—0002 Japan. TEL 0594—24—5712 ex. 220

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年1月6日

分任支出負担行為担当官　中部地方整備局
矢作ダム管理所長　笹森　伸博

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　調達件名及び数量　平成27年度矢作ダム電気通信施設保守業務　一式（電子入札対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書等による。

⑷　履行期間　平成27年４月１日から平成28年３月31日

⑸　履行場所　入札説明書等による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札回数は原則２回を限度とするが、場合によっては３回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き予決令第99条の２に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子入札システムの利用　本件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に換えることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成25・26・27年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「東海・北陸地域」の認定を受け、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた者であること。

⑶　競争参加資格の申請時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月28日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続を行った者を除く。）でないこと。

⑹　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　平成12年度以降に以下の機関が発注した、次の①～④のいずれかの設備に係る保守、点検業務等において、受注者として業務を完了（再委託を受けての履行実績及び平成27年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気」又は「電気通信」の施工実績をもって代えることが出来る。

・国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）
・地方公共団体及び公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関）
・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているものをいう。）
・民間企業の発注の保守又は点検業務の履行実績（受注者としての実績に限る）

①多重無線装置　②テレメータ観測装置又は放流警報装置（通信回線は無線とする。）③発動発電設備（10kVA以上）④ダム放流制御設備

⑼　本業務の配置予定管理技術者は、平成27年４月１日の時点で次の①から③のいずれかの条件を満たし、国土交通省が定めた「電気通信施設点検基準(案)」に示すいずれかの設備について、受注者として⑻に示す機関が発注した保守又は点検業務等を完了（再委託の実績及び平成27年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明したものであること。なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち「電気」又は「電気通信」の施工実績をもって代えることができる。

①　電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めたもので、卒業後、以下に示す期間以上の業務経験を有する者
・学校教育法による大学、短期大学（旧大学令による大学を含む）若しくはこれらに相当する外国の学校　３年以上
・学校教育法による高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）若しくはこれらに相当する外国の学校　３年以上
・学校教育法による高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）若しくはこれらに相当する外国の学校　５年以上

②　上記①以外の者で、７年以上の業務経験を有する者

③　以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が３年以上あること。
・技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））
・技術士（電気電子部門）
・一級電気工事施工管理技士
・第一級、第二級総合無線通信士
・第一級、第二級陸上無線技士
・第一級陸上特殊無線技士
・第一種、第二種、第三種電気主任技術者
・第一種電気工事士

⑽　配置予定管理技術者は、通常の勤務時間において４時間以内に履行場所（矢作ダム管理所）に到着できる場所を主たる勤務地とすること。

⑾　配置予定管理技術者は、他の点検業務又は運転監視業務の平成27年４月１日現在の手持ち業務量（本業務を含み、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成27年３月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ）が２億円未満かつ５件未満であること。ただし、手持ち業務量とは管理技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

配置予定管理技術者を複数申請（最大３名を限度）する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

本業務の管理技術者が他の点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始までに兼務しようとする業務の概要を届け出なければならない。